

令和7年4月定例教育委員会会議録

日 時 令和7年4月8日（火）午後2時から  
場 所 市役所南別館3階 教育委員会室

**出席者**

教育委員：児玉教育長、赤松委員、岡村委員、中原委員、宮田委員

説明者：黒木教育部長、清水教育政策課長、宮崎学校教育課長、湯田生涯学習課長、徳永文化財課長、紺谷美術館長、田之上都城島津邸館長、岩崎高城地域生活課長

事務局：山崎教育政策課副課長、守教育政策課主幹、関根教育政策課主任主事

**1. 開会**

議長は令和7年4月定例教育委員会の開催を宣言した。また、3月議会において赤松國吉教育委員が全会一致で再選され、4月1日に市長から辞令交付を受けたことが報告された。

**2. 市民憲章朗読**

**3. 前会議録の承認**

令和7年1月定例教育委員会の会議録が配布され、本委員会終了後に各委員が署名することとなった。

**4. 会議録署名委員の指名**

都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、宮田委員と中原委員が会議録署名委員に指名された。

**5. 教育長報告**

**5.1 議事の一部非公開について**

教育長は、報告の「その他」の部分について、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを提案し、異議なく承認された。

**5.2 学校・地域の頑張り**

教育長は、3月の報道から子どもたちの活躍を紹介した。祝吉小学校の都城農業高等学校生との豆腐作り、吉之元小学校の友達プロジェクト、富吉小学校の宮日文芸賞「学園俳壇賞」受賞、小松原中学校の「こまボラ」、麓小学校の人形浄瑠璃定期公演などが取り上げられた。

特に麓小学校では、校内の壁画が色落ちしていたものを子どもたちが全員で塗り直したことが紹介された。また、庄内小学校では「いのちの集い」が行われ、都城空襲で亡くなった児童や職員の霊を慰め、命の大切さを考える機会となったことが報告された。

その他、姫城中学校の特別支援学級生によるシールのモザイクアート完成、庄内小ミニバスケットボールの全九州大会準優勝、高城高校3年生の福満さんの全国高校家庭科技術検定4冠達成、祝吉小学校の日高恵一指導教諭の「奇跡の教室」新聞掲載、有水中学校の小川教諭の「強い意志を持ち決断を正解へ」に関する投稿、文化財課の近沢学芸員の活躍、図書館の「畳の上で読み聞かせ」の取組、美術館での高校生による作品展示などが紹介された。

### 5.3.3 月議会での質問と答弁

教育長は、3月議会の一般質問とその答弁内容について報告した。

#### 5.3.1 避難訓練について

小中学校での体験型防災訓練を授業の一環として取り組むことができないかという質問に対し、市内の小中学校では年3回程度の避難訓練を実施しており、体験型防災訓練については、明道小学校の先進的な取組を広めていきたいと回答した。

#### 5.3.2 西中学校の弓道場について

雨漏りや鉄骨フレームの腐食などの改善要求が出ているという質問に対し、年度内で修繕が完了したと報告した。また、部員数に対して施設が狭いという指摘については、校舎・体育館なども老朽化しているため、優先度を見極めながら対応していくと答弁した。

#### 5.3.3 大阪関西万博への修学旅行について

子どもたちの安全確保と災害リスク等に関する質問に対し、日本国際博覧会協会が「防災基本計画」を策定しており、各種災害対策や安全性確保に向けた取組について説明が行われていること、事前に学校職員の会場下見が可能であることなどを答弁した。現在、3校が万博への修学旅行を予定している。

#### 5.3.4 不登校について

市長答弁として、不登校児童生徒数の増加に対する危惧と、関係部局と教育委員会との連携を図

った対策の必要性を強調。未就学段階での児童発達支援の無料化や青空ラボ・スプリング教室での受け入れなど、市全体での不登校支援の充実を図っていることが報告された。スプリング教室の登録児童生徒数は2月末時点で35名、青空ラボの登録児童生徒数は36名となっている。また、校内教育支援センターを市内2校の中学校（妻ヶ丘中学校と山田中学校）に配置するための予算が設けられ、学識・教職経験者や相談対応の専門的知識のある人材を支援員として配置することが報告された。

## 5.4 生徒指導状況報告

### 5.4.1 非行等問題行動

中学校2件の報告があった。1件目は中学校2年生男子が授業中、友人とのやり取りに腹を立てて髪の毛を掴み、頬を殴った事案。2件目は中学校2年生男子による授業妨害で、特定の教科担任への暴言や学級からの飛び出し、他の生徒へのちょっかい、端末で大音量の音楽を流すなどの行為があった。

### 5.4.2 不登校・不登校傾向

小学校は1月と比べて16人増え、昨年度同時期と比べると45名増加。中学校は先月から9人増え、前年度比で47名増加。合計で454名となり、450名を超えた。スプリング教室や青空ラボ、フリースクールに通っている子どもたちもいることが報告された。

### 5.4.3 交通事故

報告は0件であった。

### 5.4.4 いじめに関する報告

2月末時点での解消率は小学校68%、中学校52%と伸び悩んでいる。

### 5.4.5 不審者声かけ事案

小学校1件の報告があった。小学校4年生の女兒が下校中に自転車に乗った男性からジロジロ見られ、Uターンされて再度見られたため、走って自宅まで逃げた事案であった。

### 5.4.6 虐待案件・ヤングケアラー

新規報告は0件であった。

### 5.4.7 学級がうまく機能していない状況

小学校1校で、4年生の学級において子どもたちがうまく学びに向かわない状況が続いており、特定の児童に対する支援や保護者対応が難しい状況が報告された。

## 6. 議事

### 6.1 報告第20号 臨時代理した事務の報告および承認について（幼稚園園長、副園長の任命および発令について）

高城地域生活課長から、高城幼稚園の園長に高城小学校校長の那須俊宏氏、副園長に高城小学校教頭の福岡茂樹氏を任命したことが報告された。委嘱期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。市内には高城地区のみに公立幼稚園があり、本年度は石山幼稚園の入園希望者がいなかったため、高城幼稚園のみの開園となる。令和7年度の入園児は22名である。

質疑応答はなく、報告第20号は承認された。

### 6.2 報告第21号 令和7年度春季体験学習会「いざ春の陣 武将になって城跡探検」開催要綱の制定について

文化財課長から、コロナ禍で4年間開催できず、昨年度は雨のため中止となった春季体験学習会を6年ぶりに開催することが報告された。開催日は5月17日（土）、会場は都城跡と都城歴史資料館。子どもたちに都城跡を楽しく探検してもらい、郷土愛の醸成を図ることを目的としている。

質疑応答はなく、報告第21号は承認された。

### 6.3 報告第22号 都城歴史資料館「戦後80年 戦中戦後の都城の町・人々の暮らし」開催要項の制定について

文化財課長から、アジア太平洋戦争終結から80年の節目にあたり、都城に残されている戦争関連資料や体験談を交えて戦中戦後の歴史を紹介する企画展を開催することが報告された。会期は前期（7月19日～9月7日）と後期（9月11日～11月9日）に分けて実施する。

質疑応答はなく、報告第22号は承認された。

### 6.4 議案第1号 都城市大島畠田遺跡歴史公園条例施行規則の一部を改正する規則について

文化財課長から、遺跡公園内に所在不明の工作物があった場合の文化財課での一時保管における閲覧開始時間を変更する規則改正について説明があった。令和7年5月7日から全庁的に実施される窓口受付時間短縮に伴い、午前8時30分から午後5時15分までを午前8時45分から午後4時30分に変更する。

質疑応答はなく、議案第1号は承認された。

#### 6.5 報告第18号 令和6年度都城市立美術館収集委員会の答申について

美術館長から、3月の定例教育委員会で承認された3件の作品収集について、3月17日に開催された収集委員会の答申結果が報告された。川崎毅氏の陶器「郊外」、小牧正美氏の油彩「海岸風景」、河野扶氏の油彩「恣意空間」の3件について、収集委員3名全員が「収集可」と答申した。

質問（教育長）：川崎氏の作品はどのように保存するのか。場所を取らないか。

回答（美術館長）：専用の頑丈な箱が付くためそれに保管する。場所が狭くなってきているが、工夫しながら対応する。

報告第18号は承認された。

#### 6.6 報告第1号 臨時代理した事務の報告及び承認について（教育委員会事務局定期人事異動について）

教育政策課長から、教育委員会全体の人事異動について報告があった。転入者35名（うち新規採用4名）、転出者35名（うち退職者8名）で、職員総数は91名と昨年度から変更なし。4月1日付けの組織再編により、教育総務課が教育政策課に課名変更となり、教育政策課は3名増、学校教育課は2名減、都城島津邸は1名減となった。

質疑応答はなく、報告第1号は承認された。

#### 6.7 報告第2号 令和7年度の事務主任の発令について

学校教育課長から、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、都城市立学校管理運営規則第40条に基づき、臨時職員を除く事務職員を事務主任として任命したことが報告された。市内11地区に共同学校事務室が設置されており、事務主任不在校や経験の浅い職員配置校へは中心校の事務室長が指導する体制を整えている。

質疑応答はなく、報告第2号は承認された。

#### 6.8 報告第3号 令和6年度小規模特認校制度を利用した転入学について

学校教育課長から、令和7年3月に笛水小学校へ1名の児童が転入したことが報告された。環

境を変え、小規模な学校で学習したいという希望からの転入で、現在は新しい環境に適応し順調に学校生活を送っている。

質疑応答はなく、報告第3号は承認された。

#### 6.9 報告第4号 令和7年度小規模特認校制度を利用した入学及び継続について

学校教育課長から、令和7年度に小規模特認校制度を利用して夏尾小学校14名、夏尾中学校16名、笛水小学校11名、笛水中学校5名、計46名が入学又は継続することが報告された。いずれも小規模な環境での学習や自然の中での学習を本人・保護者が希望したことによる。

質問（赤松委員）：小規模特認校制度を利用している児童生徒数について、地区内の子どもの数はどれくらいか。

回答（学校教育課長）：夏尾小学校は合計20名のうち、指定校4名、調整区域2名、特認校制度14名、夏尾中学校は合計22名のうち、指定校5名、調整区域1名、特認校制度16名、笛水小学校は合計16名で、内訳は指定校5名、特認校制度11名、笛水中学校は合計8名で、内訳は指定校3名、特認校制度5名である。

報告第4号は承認された。

#### 6.10 報告第5号 都城市学力向上対策費補助金交付要綱の制定について

学校教育課長から、令和6年度末で効力が切れる本要綱を、令和10年3月31日まで延長するため制定したことが報告された。

質疑応答はなく、報告第5号は承認された。

#### 6.11 報告第6号 都城市都城地区中学校体育連盟九州大会及び全国大会参加補助金交付要綱の制定について

学校教育課長から、令和6年度末で効力が切れる要綱を、令和10年3月31日まで延長するため制定したことが報告された。

質疑応答はなく、報告第6号は承認された。

#### 6.12 報告第7号 都城市都城地区中学校体育連盟県大会派遣費補助金要綱の一部改正について

学校教育課長から、令和6年度末で効力が切れる要綱を、令和10年3月31日まで延長するた

め一部改正したことが報告された。

質疑応答はなく、報告第7号は承認された。

#### 6.13 報告第8号 遠距離通学費補助金交付要綱の制定について

学校教育課長から、補助金の受領方法を学校長が代理で受領する方法に加え、保護者も直接受領できるよう改正したことが報告された。また、令和10年3月31日限りで効力を失う旨の失効規定を追加した。

質疑応答はなく、報告第8号は承認された。

#### 6.14 報告第9号 都城市立御池小学校休校に係る遠距離通学費補助金交付要綱の制定について

学校教育課長から、報告第8号と同様に、補助金の受領方法を学校長受領に加え、保護者も受領できるよう改正し、令和14年3月31日限りで効力を失う旨の執行規定を追加したことが報告された。

質疑応答はなく、報告第9号は承認された。

#### 6.15 報告第10号 令和7年度都城市小中一貫学力向上指定研究校について

学校教育課長から、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、17の小中学校を指定研究校に決定したことが報告された。研究の視点として「わさびを意識した共通実践を通して、子どもが主役の授業を目指す」ことを掲げ、教師主導から子ども主体の授業への転換を進めている。

意見（岡村委員）：小中一貫学力向上指定研究事業について、各学校でしっかり読み込み、どういものが求められているかを把握した上で研究を進めてほしい。

質疑応答はなく、報告第10号は承認された。

#### 6.16 報告第11号 令和7年度都城市立中学校部活動指導員配置事業実施要綱の制定について

学校教育課長から、部活動指導員の勤務形態を週6時間以内から週11時間以内に改正し、練習メニュー等の作成を業務に追加したことが報告された。令和7年度は継続雇用2名に加え、新たに4名を追加し、計6名を配置する予定。

質問（宮田委員）：部活動指導員の練習メニュー表は手書きかパソコン入力か。

回答（学校教育課長）：基本的には電子化し、自宅からパソコン等で作成したものを顧問に送り、顧問が子どもたちに指示するかたちを想定している。

質問（教育長）：勤務実績簿に FAX での提出と記載されているが、教育委員会としては FAX をゼロにしたいと言っているのに矛盾しているのではないか。スプレッドシートで共有するなど、もっと効率的な方法を検討すべきではないか。

回答（学校教育課長）：ご指摘のとおり。改善したい。

報告第 11 号は、一部修正を除いて承認された。

#### 6.17 報告第 12 号 都城市校内教育支援センター運営要綱の制定について

学校教育課長から、学級に入りづらさを感じる生徒に対し、落ち着いた空間で自分のペースで学習・生活できる環境を提供するため、妻ヶ丘中学校と山田中学校の 2 校をモデル校として校内教育支援センターを設置することが報告された。各校に 2 名、計 4 名のサポートスタッフを配置する。

質問（岡村委員）：校内教育支援センターのサポートスタッフの勤務時間が 1 日 4 時間 30 分となっているが、子どもたちが学校に来れる時間はバラバラなので、工夫してほしい。

回答（学校教育課長）：2 人を雇用し、午前中の方と午後の方で引き継ぎも含めて、子どもがいる時間には誰かが必ずいるような体制を作りたい。2 人体制の方が工夫しやすいと考えている。

報告第 12 号は承認された。

#### 6.18 報告第 13 号 都城市教育資金融資取扱要綱の一部改正について

学校教育課長から、九州労働金庫都城支店からの提案を受け、中学生を対象に追加、返還終了年齢を 81 歳未満に変更、融資利率を年 1.2% から 1.6% へ引き上げる改正を行ったことが報告された。

質疑応答はなく、報告第 13 号は承認された。

#### 6.19 報告第 14 号 放課後子ども教室コーディネーター及び教育活動サポーターの委嘱について

生涯学習課長から、8ヶ所9教室において8名のコーディネーターと22名の教育活動サポーター

一を4月1日付で臨時代理により委嘱したことが報告された。新任の5名はいずれも教職・社会教育の経験者である。

質疑応答はなく、報告第14号は承認された。

#### 6.20 報告第15号 都城市社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

生涯学習課長から、ボーイスカウト・ガールスカウトに対する補助金額の根拠が不明確であったため、「1団体4万円以内」から「予算の範囲内」に改正したことが報告された。

質疑応答はなく、報告第15号は承認された。

#### 6.21 報告第16号 都城市小さな親切運動推進活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

生涯学習課長から、令和7年3月31日で失効する要綱について、新たな執行日を令和10年3月31日に改正したことが報告された。補助金交付要綱の有効期限は原則3年とされているため、3年周期で改正している。

質疑応答はなく、報告第16号は承認された。

#### 6.22 報告第17号 都城市家庭教育学級運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

生涯学習課長から、実績報告に関する規定がなかったため追加するとともに、合併やコロナに関する特例について時限修正による削除および要綱の失効日を改正したことが報告された。

質疑応答はなく、第17号は承認された。

#### 6.23 報告第19号 都城島津邸「島津 de 端午！丹後-2025」開催要領の要綱の制定について

都城島津邸館長から、こどもの日に子ども向けの魅力あるイベントを開催し、都城島津邸の魅力を広く伝えることを目的とした「島津 de 端午！2025」の開催要領について報告があった。開催日は令和7年5月5日、会場は都城島津広場。歴史クイズラリー、四半的体験、むかし遊び、子ども鎧試着体験、人力車体験、都城西高等学校の生徒による演劇などを実施する。

質問（岡村委員）：雨天時は翌日とありますが、連絡方法はどうするのか。また、翌日はみどりの日の振替休日だが、入館料は無料になるのか。

回答（都城島津邸館長）：延期の連絡方法は公式インスタグラムやホームページを活用する。翌日の入館料の取扱については、条例上こどもの日に限って無料入館となっているため、検討したい。

質問（赤松委員）：昨年688名が来場したとのことだが、混雑しないか。

回答（都城島津邸館長）：過去に3,000人規模のイベントも開催しており、688名であれば時間帯的にそれほど混雑しない。園内に案内看板を掲示したり、ボランティアガイドさんへの周知を行うなどして対応する。

意見（教育長）：四半的体験（弓矢）の安全面については最大限配慮してほしい。

報告第19号は承認された。

## 7. その他

特になし。

## 8. 今後の予定

4月9日：庄内中学校、五十市中学校、田野中学校の入学式

4月10日：南小学校、神長小学校、鳴神小学校、東小学校の入学式

4月16日：第1回校長会（中央公民館大会議室）

5月2日：5月定例教育委員会（南別館3階委員会室）

5月13日：令和7年度都城市教育研究所研究所員委嘱状交付式（コミュニティセンター集会室）

5月24日：都城市PTA連絡協議会総会・懇親会（MJホール、グリーンホテル）

## 9. 閉会

教育長は、令和7年4月定例教育委員会の閉会を宣言した。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

教育長